	個人情報ファイル簿	個人情報事務登録簿	比較
対象	保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を	●個人情報取扱事務 個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書(県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。)を使用する事務 ※「検索し得る」とは業務として十分に対応が可能な時間、経費の範囲内で特定の保有個人情報を検索できる場合をいう ※「個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書」とは名簿、台帳、一覧表、リスト等個人情報が記録された行政文書の中で保有個人情報が検索できる形となっている行政文書を指すものである。	 ● 個人情報ファイル簿、事務登録簿の作成単位が異なる ・ 個人情報ファイル 特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したデータベース ・ 個人情報取扱事務 特定の保有個人情報を検索できる形となっている行政文書を使用する事務
作成・公表 の趣旨	 ・ 行政機関が保有する個人情報には、紙文書の中やワープロソフトで作成したデータに散在的に記録されているもの(散在情報)だけでなく、データベースとして体系的に整理され、保管・利用されている「個人情報ファイル」もあります。 ・ 個人情報ファイルは、電子計算機処理であるかマニュアル処理であるかを問わず、散在情報に比べて利便性が高く、行政運営を効率的に行う上で欠くことができないものです。一方で、不適切に利用された場合や漏えいされた場合には、個人の権利利益の侵害の度合いも、散在情報に比べて大きいと考えられます。 ・ このような個人情報ファイルの利用に伴う個人の権利利益の侵害の危険性にかんがみ、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるよう、保有している個人情報ファイルの目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する。あらまし、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する。あらまし、を記載した帳簿として、行政機関ごとに1つの「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することとされています(保護法第11条第1項)。 【出典:総務省HP《6 個人情報ファイルの該当性》Q&Aより】 	 ・本項は、実施機関の個人情報事務登録簿の備付けの義務を規定したものであり、県民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるように、実施機関は、一定の事項を個人情報事務登録簿に掲載し、その登録簿を備え付けなければならないことを定めたものである。登録簿は、各実施機関が施行規則・規程により定めており、知事においては知事関係施行規則第4条に定める個人情報事務登録簿(第1号様式)による。 ・実施機関においては、個人情報取扱事務の概要が当該登録簿において適切な内容となっているか、また、実際の個人情報の取扱いが当該登録簿の内容に沿って行われているか、常に確認する必要がある 【出典:かながわの個人情報保護ハンドブックより】 	両者ともに本人が自己に関する個人情報を的確に認識し、積極的に関与することができることを趣旨としている。 両者ともに個人情報の適正な管理に資するものとされている。 特に、個人情報事務登録簿は、個人情報取扱事務について、登録したときはその事項を審議会に報告することとし、個人情報の取扱いが当該登録簿の内容に沿って行われているか、常に確認する必要があるとしていることから、実施機関における内部の適正な取扱いのための仕組みとしての意味も大きいと考える。
作成・公本	(※)を除く) ※ ・ 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル ・ 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査	●作成基準 個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書(※1)を使用する事務 ※1 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの(※2)及び一般に入手し得る刊行物等を除く。 ※2 1 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「県等」という。)の職員の職務の遂行に関して設置され、県等の職員で構成される会議の構成員の名簿	
記載事項	別紙②「個人情報ファイル簿(イメージ)」参照	別紙③「個人情報事務登録簿」参照	 ● 個人情報の取扱目的、収集方法、項目や要配慮個人情報の有無の記載等、概ね共通する。 ・ 個人情報ファイル簿のイメージとして「神奈川県情報公開・個人情報保護審議会事務」における個人情報の取扱いに関して作成(別紙②)。 ・ 個人情報事務登録簿(別紙③)と比較すると、「要配慮個人情報の取扱理由」や「電磁的方法による外部提供」は、個人情報ファイル簿には記載なし。 ・ 開示請求に関する事項については、個人情報事務登録簿には記載なし。